

20020004

厚生労働科学研究費補助金

政策科学推進研究事業

福祉行政の政策評価指標に関する研究
(H14 - 政策 - 004)

平成 14 年度 総括研究報告書

主任研究者 野 口 尚

平成 15 (2003) 年 3 月

総括研究報告書目次

研究要旨	野口 尚	1
A 研究目的	野口 尚	2
第1 政策評価の意義		2
第2 福祉行政と政策評価		6
1 福祉行政に対する政策評価研究の必要性		6
2 地方自治体における福祉行政の良好な実績の捉え方及び要望		7
第3 福祉行政における比較可能な政策評価指標設定の必要性		12
B 研究方法	野口 尚	14
第1 研究組織		14
第2 研究の過程		14
1 研究会の開催		14
2 アンケート調査の実施と独自情報の収集		16
C 研究結果		23
第1 アンケート調査結果の総括的まとめ	野口 尚	23
第2 福祉行政に関する統計・データの概況	稲川武宣	47
1 全国的な統計・データ		47
2 地方自治体独自の統計・データ		58
第3 政策評価指標設定の共通条件	野口 尚	65
第4 高齢者福祉分野の指標設定	井上誠一	66
1 高齢者福祉分野の政策目的		66
2 高齢者福祉分野の施策		71
3 自治体における指標設定の例		78
4 高齢者福祉分野の指標設定の考え方		86
5 自治体における検証結果		94
第5 障害福祉分野の指標設定	黒田秀郎	113
1 障害福祉分野の政策目的		113

2	障害福祉分野の施策	114
3	自治体における指標設定の例	117
4	障害福祉分野の指標設定の考え方	121
5	自治体における検証結果	123
第6	児童家庭分野の指標設定	海野耕太郎 126
1	児童家庭分野の政策目的	126
2	児童家庭分野の施策	128
3	自治体における指標設定の例	130
4	児童家庭分野の指標設定の考え方	133
5	自治体における検証結果	140
第7	地域福祉分野の指標設定	城 克文 159
1	地域福祉分野の政策目的	159
2	地域福祉分野の施策	167
3	自治体における指標設定の例	175
4	地域福祉分野の指標設定の考え方	177
参考資料1	社会福祉基礎構造改革について（中間まとめ）抄	181
	社会福祉基礎構造改革を進めるに当たって（追加意見）抄	188
参考資料2	地域福祉計画策定の動向	190
D	考察	
第1	福祉行政関連データの新しい分析法	後藤 隆 201
第2	福祉行政の政策評価指標設定の有効性	野口 尚 213
E	結論	野口 尚 215

厚生労働科学研究費補助金（政策科学推進研究事業）
総括研究報告書

福祉行政の政策評価指標に関する研究（H14-政策-004）

主任研究者 野口 尚 日本社会事業大学助教授

研究者 後藤 隆 日本社会事業大学助教授

研究協力者 井上 誠一 北海道保健福祉部高齢者保健福祉課長
黒田 秀郎 宮城県保健福祉部障害福祉課長
城 克文 三重県健康福祉部健康づくりチーム
マネージャー
海野耕太郎 岡山市保健福祉局福祉部長
稲川 武宣 広島市社会局社会企画課長

研究要旨

野口 尚

アンケート調査等を踏まえた、全国の自治体の状況把握、情報収集を踏まえ、福祉行政に関する、全国的に比較可能な政策評価指標の設定を試みた。具体的には、先ず、政策評価指標として求められる共通条件を考察した。次に、高齢者、障害者、児童家庭、地域福祉の各分野ごとに、それぞれの政策目的を抽出し、その達成度の反映を含め共通条件に該当すると考えられる具体的な指標をいくつか設定するとともに、自治体における検証作業を実施した。それらを受けて、福祉行政関連データの新たな分析法や指標設定の有効性について考察を行った。結論としては、今後、さらに多くの自治体の参加を得つつ、指標設定の試みを積み重ねていくことが必要である。

第1 政策評価の意義

現在、全国的に自治体行政の実務において政策評価（行政が実施する政策、施策、事務事業について、住民の参画を得つつ、成果指標等を用いて、その有効性、効率性を評価し、その成果を行政運営の改善につなげていく取組み。行政評価と言われることも多い。）が導入されつつある。平成14年7月末現在の「地方公共団体における行政評価の取組状況」と題する総務省調査によると、46都道府県において、また、すべての政令指定都市において政策評価を導入ないし試行中であり、特別区を含み、政令指定都市を除く市町村においては、2,086団体（64.6%）で導入、試行又は検討が行われていることが判明した。導入済団体を昨年度調査と比較すると、都道府県は16%増、政令指定都市は14%増、市町村は69%増となっている。これまでは取組みが進んでいなかった一般の市町村においても、政策評価が徐々に広がって来ていることがうかがわれる。

地方公共団体における行政評価の取組状況

平成14年11月28日

総務省

□ 総務省において平成14年7月末現在の地方公共団体における行政評価の取組状況を調査した。

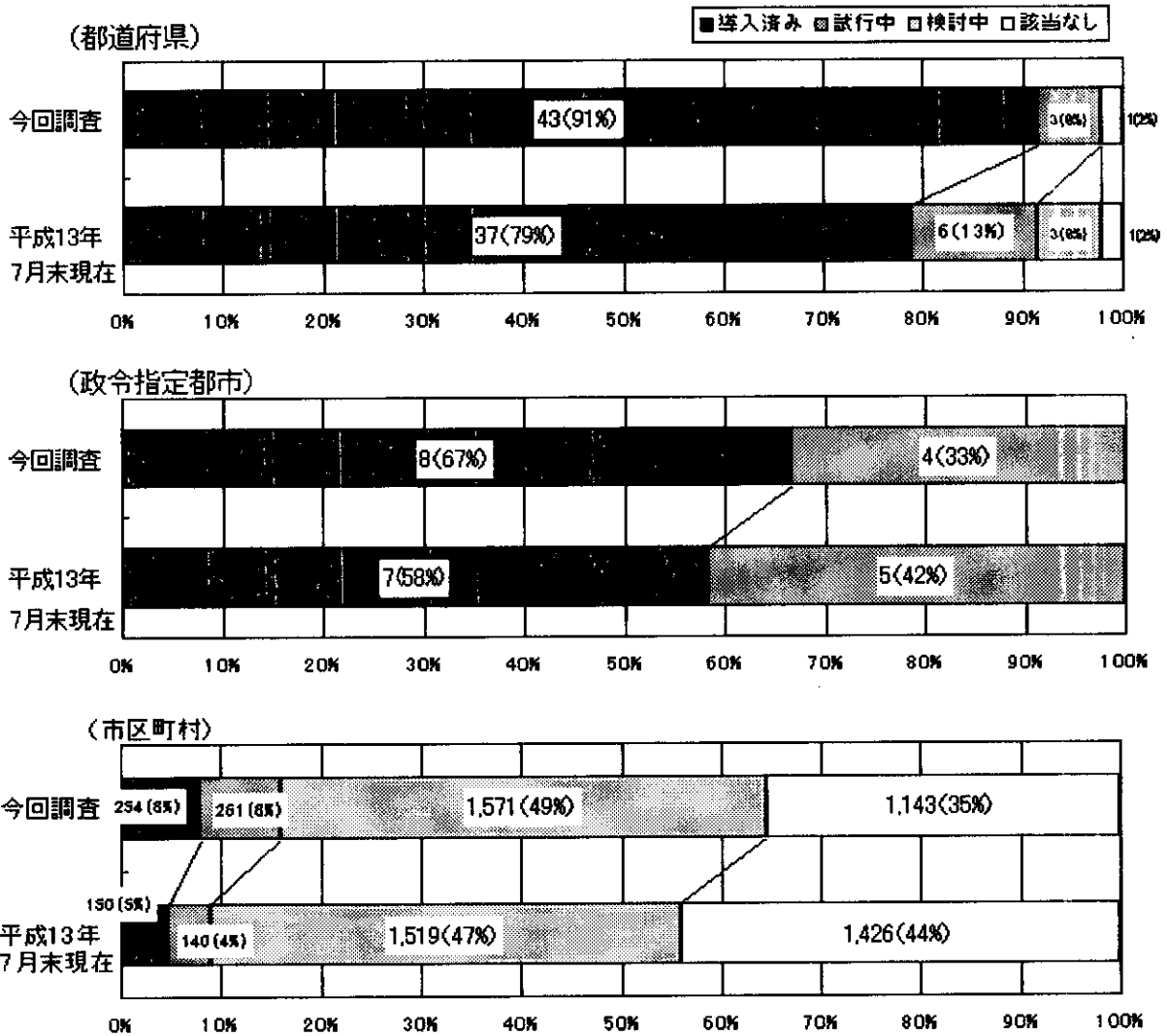
都道府県では43団体が導入済みであり、試行中の3団体を含めると、1団体を除き、ほとんどの団体で行政評価に取り組んでいる。また、政令指定都市では、すべての団体で導入済み又は試行中である。市区町村(政令指定都市を除く)においては、254団体が導入済み、261団体が試行中であり、これに検討中の団体を含めると、2,086団体が行政評価に取り組んでいる。

行政評価を導入済み又は試行中の団体の多くが「施策」や「事務事業」を評価対象としており、また、大部分の都道府県では評価結果を公表している。

1 行政評価の導入状況

平成14年7月末現在						
	都道府県		指定都市		市区町村	
	団体数	構成比	団体数	構成比	団体数	構成比
既に導入済み	43 団体	91%	8 団体	67%	254 団体	8%
試行中	3 団体	6%	4 団体	33%	261 団体	8%
検討中	—	—	—	—	1,571 団体	49%
該当なし	1 団体	2%	—	—	1,143 団体	35%

□ 構成比は、それぞれ全都道府県（47 団体）、全指定都市（12 団体）、全市区町村（3,229 団体）に占める割合である。



2 行政評価の実施根拠

	都道府県		指定都市		市区町村	
	団体数	構成比	団体数	構成比	団体数	構成比
条例	3 団体	7%	.	.	3 団体	1%
規則	1 団体	2%			6 団体	2%
要綱	27 団体	63%	3 団体	38%	87 団体	34%
その他	16 団体	37%	5 団体	63%	172 団体	68%

□ 構成比は、行政評価を導入している団体に占める割合である(複数回答)。(都道府県においては 43 団体中、指定都市については 8 団体中、市区町村については 254 団体中)

3 行政評価の対象

	都道府県		指定都市		市区町村	
	団体数	構成比	団体数	構成比	団体数	構成比
政策	16 団体	35%	5 団体	42%	79 団体	15%
施策	33 団体	72%	8 団体	67%	161 団体	31%
事務事業	44 団体	96%	12 団体	100%	491 団体	95%
事務事業のすべて	19 団体	41%	5 団体	42%	240 団体	47%
公営企業会計含む	14 団体	30%	3 団体	25%	143 団体	28%
事務事業の一部	25 団体	54%	7 団体	58%	251 団体	49%
公営企業会計含む	10 団体	22%	4 団体	33%	127 団体	25%

□ 構成比は、行政評価を導入、試行している団体に占める割合である(複数回答)。(都道府県においては 46 団体中、指定都市については 12 団体中、市区町村については 515 団体中) 「事務事業」の「事務事業のすべて」と「事務事業の一部」の構成比の計は、端数処理のため一部合わないところもある。

4 評価結果の公表

	都道府県		指定都市		市区町村	
	団体数	構成比	団体数	構成比	団体数	構成比
公表	43 団体	93%	8 団体	67%	183 団体	36%
すべてを公表	41 団体	89%	6 団体	50%	122 団体	24%
一部を公表	2 団体	4%	2 団体	17%	61 団体	12%
公表していない	3 団体	7%	4 団体	33%	332 団体	64%

□ 構成比は、行政評価を導入及び試行している団体に占める割合である。（都道府県においては 46 団体中、指定都市については 12 団体中、市区町村については 515 団体中）「公表していない」には公表の取扱いが未定である団体が含まれる。

調査における「行政評価」とは、政策、施策、事務事業について、事前、事中、事後を問わず、一定の基準、指標をもって、妥当性、達成度や成果を判定するものをいう。また、「政策」とは大局的な見地から地方公共団体が目指すべき方向や目的を示すもの、「施策」とは政策目的を達成するための方策、「事務事業」とは施策目的を達成するための具体的な手段としている。

なお、国においても、平成 13 年 1 月から、従来の行政監察を衣替えする形で、全政府的に政策評価が導入され、「政策評価に関する標準的ガイドライン」に基づき、取組みが進められた。さらに同年 6 月には、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」の制定を受けて、同 12 月には「政策評価に関する基本方針」の閣議決定に続き、各府省においては、政策評価に関する基本計画、実施要領が策定され、平成 14 年 4 月から法律が施行されるに至っている。

政策評価が自治体に広く拡がりを見せつつある背景には、以下のような時代の要請があり、単なる一時的な現象ではないと考えられることから、さらに検討、研究を進めるべきであると思われる。

① 行財政改革への対応

厳しい経済状況の中で、税収をはじめとする収入が伸びないにも拘らず、高齢化の進展等で、行政需要及び支出圧力が増大する結果、財政状況が深刻化しており、事業の重点化、行政のスリム化など、行財政の改革が迫られている。今後の高齢化の進展を考えると、これは一時的な状況ではなく、中長期的にも対応せざるを得ない課題である。そして、このような状況下において、政策評価は、民間事業者のような顧客指向の経営感覚を導入する意識改革に有効であるほか、直接的には事務事業の見直しによる経費削減を実施する上で実際的な手段であると注目され、実際に財政主導的に事業廃止に結びついていくこともある。ただし、政策評価は単なる目先の経費削減ではなく、そもそも行政が果

たすべき役割は何か、最も効率的効果的手法は何かといった本質を問うものである。

② 地方分権への対応

平成12年度から、いわゆる地方分権一括法の成立を受けて、本格的な地方分権時代の幕開けを迎えた。これからは、自治体側の政策立案能力とその具体的な成果が試され、自治体ごとに政策、成果を競い合うことになる。そして、政策評価の手法こそ、行政側の思いを住民側にわかりやすい具体的な目標として明示するものであり、政策立案能力の向上、成果重視の行政実現に向けた職員の資質向上、意識改革に有効な手段と考えられている。

③ 住民参加の手段

地方分権の中で、本当の地方自治の本旨が実現するためには、団体自治だけではなく、今日的な住民自治が行われる必要がある。これからは、住民が主体となって、意見をいうだけではなく、責任も分かち合って、地域づくりに取り組むという基本姿勢が大切である。しかしながら、現状においては、価値観も多様で、数多い住民に分かり易く説明すること、理解を得て選択してもらうことの手法が現実にはなかなか困難である。その中で、住民への説明責任を果たし、その選択を容易にする手法として、政策評価に期待が集まっている。

第2 福祉行政と政策評価

1 福祉行政に対する政策評価研究の必要性

福祉行政は、対人サービスの比率が高く、また、対象となる住民は、支援が必要な社会的に弱い立場の人であったり、また、対象者数が極めて限られていることもあるなど、民間経営に根差した経営的発想のみでは逆に行政目的を達成し難くする可能性もある。しかしながら、自治体行財政において既に大きな比重を占め、今後も拡大が見込まれる福祉行政の効率化を抜きにした行財政改革が考えられないことも事実である。また、自治体単独の施策で行われることも多いが、根幹となるサービスは全国共通であることが一般で、憲法第25条のナショナルミニマムの趣旨からすれば、一定のサービス水準はどの地域にあっても確保されていることが求められている。さらに、在宅福祉の重視に見られるように、地域住民の生活支援に重点が置かれるようになってきており、地域福祉計画に典型的に見られるように、まちづくりそのものを視野においた、行政と住民の新たな協働関係の構築が強く求められている。このように福祉行政は、ナショナルミニマムの確保と各自治体における独自性の尊重という緊張関係の中で、いかに住民の理解と参加・協力を得て、効率的に行政目的を達成

するかが重要な課題である。なお、福祉行政において市町村を中心とする地方分権が進展しつつあり、国、都道府県の在り方も論議されるようになってきているが、ナショナル・ミニマムの確保が要請される限り、国、都道府県には市町村に対する情報支援、技術支援が一層重要になると思われる。以上述べてきた様々な面において、政策評価は有効性を有すると同時に慎重に配慮すべき側面もあり、福祉行政に着目して政策評価を研究する意義があるものと考えられる。

2 地方自治体における福祉行政の良好な実績の捉え方及び要望

実際に地方自治体福祉部局の職員は、福祉行政に関して何を良好なもの、言い換えれば何を政策目的と考えているか、また、政策評価に対する受け止め方については、「高齢者保健福祉等市町村の保健福祉行政の評価に関する研究」（平成13年度 老人保健健康増進等事業研究報告 野口尚）においてある程度把握できた。

先ず、都道府県が管内市町村の福祉行政の何を良好と評価しているかについて、分野ごとに紹介する。

高齢者保健福祉分野において、良好な実績があるものとされた内容をまとめると以下のようである。

- ① 総合的な拠点施設を核とした総合的なサービス提供、地域包括ケアシステムの構築、基幹型介護支援センターを中心とした総合的なサービス調整機能を持つ地域ケア体制の確立、総合検診と連携した運動指導事業、介護予防教室の実施といった老人保健事業と介護予防事業の連携、福祉教育など、保健、医療、福祉さらには教育等と連携したサービス提供に積極的に取り組んでいるとするもの、
- ② 介護保険認定者とそれ以外のものを2分したデータ入力など、効果的な情報管理が実践されているとするもの、
- ③ 介護サービス事業者の組織化など、官民の連携に努めているとするもの、
- ④ 介護予防拠点の地域における整備と自治会中心の管理運営委員会への委託、住民参加の促進、ボランティアを活用した宅老所事業、地区ごとの福祉ひろばの設置、住民からなる推進員による保健活動の展開など、まちぐるみで積極的に保健福祉事業に取り組んでいるとするもの、
- ⑤ 在宅福祉サービスに積極的に取り組んでいるとするもの、
- ⑥ 生きがい通所事業、空き店舗等を利用した市独自の駅前デイサービス事業、小学校の空き教室を活用し児童とのふれあいを通じた生きがいデイサービス、歴史探訪案内人育成、観光案内人育成、生きがい農業の拡充、生涯学習の推進、

福祉自動車の随時運行による外出支援サービス事業など、健康づくり、生きがいづくり、高齢者の社会参加を促進し、介護予防に効果のある事業に様々な積極的に取り組んでいるとするもの、

⑦ 介護相談員派遣事業など、介護サービスの質を確保するための事業に取り組んでいるとするもの、

⑧ 介護サービスの基盤整備に積極的に取り組んでいるとするもの、

⑨ 24時間ケア、365日配食サービスの実施、特養の個室化、在宅で主治医の診断が受けられる在宅療養支援 痴呆予防対策の重点的实施、痴呆の啓発など、質の高い保健福祉サービスの実施に取り組んでいるとするもの、

などである。高齢者の場合、これまでも、保健、医療、福祉さらには教育など他分野も含めて効果的に連携することが課題とされてきており、この連携が有効に機能していることを評価するものが目立った。また、介護保険制度の導入後、特に介護予防の重要性に関心が集まってきており、生きがいづくり、健康づくり、生涯学習、農業なども関連させながら、様々な手法を工夫した、介護予防の観点からの有効な事業の実施を評価している。さらに、高齢者の保健福祉を真に高めることは、住民が参加する地域づくりの実現にはほかならないものとして、このような観点からのまちづくりを評価している。

障害保健福祉分野において、良好な実績があるものとされた内容をまとめると以下のようなものである。

① 障害者関係のサービス整備に積極的に取り組んでいること（在宅、施設両方の福祉サービスの整備、市の単独事業の実施、専門的療育指導の実施等）、

② 障害者関係のモデル事業に先駆的に取り組んでいること（障害者ケアマネジメント推進等）、

③ 精神障害者、精神保健対策に早くから取り組んでいること、

④ 早期発見、早期療育に早くから取り組んでいること、

⑤ 地域リハビリテーションに積極的に取り組んでいること、

⑥ 福祉と医療が一体となった生活支援や教育と福祉が一体となった学齢障害児の支援など、他分野と連携した取組みを進めていること、

⑦ 重症心身障害児施設を中核として「福祉のまちづくり」を進めていること、住民参加を得ての地域支援事業の実施、福祉のまちづくり条例の制定など、地域に密着したまちづくりの中で、支援に取り組んでいること、

などである。障害保健福祉の場合は、必要なサービスが十分でないことも多いせいか、一定のサービスが提供されていること自体を評価するものが多く、また、サービス提供が他よりも課題となっている精神保健分野における取組みを評価するものが多い。

児童家庭分野において、良好な実績があるものとされた内容をまとめると以

下のようなである。

① 公立保育所の延長保育の積極的実施、特別保育事業への取組み、公立での24時間保育（認可外）への取組み、公立保育所の民営化の促進、休日保育、病後児保育、地域子育て支援センターなど保育所の多機能化への取組みなど、よりニーズに応えることのできる保育サービスの提供に努めていること、

② ファミリーサポートセンターを立ち上げるなど、子育て支援対策に積極的に取り組んでいること、

③ 「子供の人権オンブズパーソン条例」の制定、児童虐待の早期発見、早期解決を図るため、関係機関と「こども SOS ネットワーク」を立ち上げ、児童虐待防止連絡会議の開催など、児童虐待防止に積極的に取り組んでいること、

④ ボランティアの活用などの地域資源の育成・活用を通じて子育て家庭の社会参加の促進に独自の取組みを展開していること、

⑤ 「こどもの街」宣言による、まち全体での児童健全育成に対する取組み、地域子育てサロンの設置など、まちづくりの一環として、児童健全育成対策に取り組んでいること、

⑥ 各地区ごとに児童館、児童センターを整備するなど、児童の健全育成のためのサービスが充実していること、

⑦ 保健・福祉と教育が連携して、先駆的な母子保健活動を展開していること、

⑧ 県のモデル事業を積極的に実施していること、

⑨ 幼稚園と保育所の合築による連携を実施していること、

⑩ 子育て支援関連施策を総合的に取り扱う部局を設置していること、

などである。児童家庭分野の場合は、先ず、社会的に最も求められている保育サービスについて、ニーズに応じた必要なサービスが必ずしも十分でないこと、特に公立保育園の対応が柔軟性を欠くことが多いことを反映して、この点について改善を行っている市町村を評価している。また、学齢期以後の児童の健全育成も、放課後対策に見られるように重要な課題であり、地区ごとの児童館の整備等を評価している。関連して、より直接的に仕事と家庭との両立支援の観点から打ち出されているファミリーサポート事業の実施も評価している。また、深刻となりつつある児童虐待防止対策については、様々な機関が関係し、また、それら関係機関の力を合わせていかないとうまく解決に結びつかないことから、その連携役を積極的に担っている市町村を評価している。また、仕事の面だけではなく、子育て家庭の社会参加の支援のためのサービス提供についても評価している。子育て支援の推進についても、他の分野と同様、結局は地域の力による支援が大切であり、住民の参加によるまちづくりの一環として実施されていることを評価している。また、児童分野では、特に教育との連携は以前から指摘されている重要課題であり、両者が連携した母子保健対策の効果的な実施、

保育所と幼稚園の合築、市町村における総合的な部局の設置などが評価されている。

地域福祉・保健福祉のまちづくり分野において、良好な実績があるものとされた内容を、まとめると以下のようである。

- ① 住民主導の地域福祉計画づくり、小地域ごとに住民が参画する福祉コミュニティの形成、ボランティア活動に対する総合的な支援体制の整備など、住民主導、住民参画・協働の福祉のまちづくりが実践されている。
- ② 「ふれあいのまちづくり」事業を通じた、住民参加による福祉サービスの開発（お互いさまサービス）、医療、保健、介護関係の連携（地域ケア連絡会）、地区社協、小地域福祉会の結成による地域住民同士の交流や見守りネットワーク、地域に密着した住民主体のサロン活動、高齢者世帯などへのふれあい訪問活動など、社会福祉協議会を中心に積極的に地域福祉に取り組んでいる。
- ③ 健康を基本に据えて、健康の拠点施設を核とした健康づくり対策の総合的実施、脳卒中半減に向けての保健推進員、成人病対策員、食生活指導員等の活発な実践、国保病院と保健センター、スポーツセンターとの有機的連携による生活習慣の改善対策の実施、行政区単位に「健康むら長」を選任し、行政と地域のパイプ役として住民参加の健康福祉行政を推進など、健康長寿のまちづくりに取り組んでいる。
- ④ 独居老人を対象とした「緊急通報システム」、在宅療養者へのテレビ電話の設置など、ITを活用した保健福祉のまちづくりに取り組んでいる。
- ⑤ 観光施策と福祉施策を連携させたまちづくりを推進している。
- ⑥ まちの中をゾーン分けし、各地域ごとに、在宅支援等の拠点となる施設整備を進めている。
- ⑦ 中心的な拠点施設を核として、保健、医療、福祉を通じた総合的包括的サービスを提供している。
- ⑧ バリアフリーモデル地区整備計画の策定、障害者やメーカーとの協議による公共施設等の整備、「まちかどファックス」の設置、ショップモビリティ（電動スクーター）の導入など、総合的な人にやさしいまちづくりを展開している。などである。地域福祉・保健福祉のまちづくり分野においては、社会福祉基礎構造改革においても大きな課題とされた、住民主導、住民と行政との協働による福祉のまちづくりの実現が大きな焦点である。そこで、そのような、今後の地域づくりに通じる小地域ごとの福祉コミュニティづくりの実践が評価されている。また、特にこの面では、地域福祉推進の要として、社協に期待が集まっており、ふれあいのまちづくり事業等を通じた、地域に密着した福祉社会づくりへの取り組みが評価されている。「健康」をキーワードとしたまちづくりも、脳卒中の半減、医療費の適正化などの効果が現れており、評価されている。 I

Tの活用、観光と福祉の連携なども特色ある取組みとして評価されている。行政的には、地域をどう捉え、支援するかが重要であり、市町村を地域割りし、小地域の住民参加活動を基礎としながら、それらを支援する地域ごとの拠点施設整備の取組み（小規模市町村の場合は、1か所の拠点になる。）が評価されている。また、ソフト面の取組みばかりでなく、ハード面の取組みも求められており、バリアフリーモデル地区整備などの取組みが評価されている。

ただし、以上の評価は、科学的、客観的な基準によってなされたものではなく、日常的な業務の中における感触である。また、良好な実績に関する都道府県と市町村の意識の差や、都道府県と市町村の距離感によって評価が左右される面もどうかわれ、市町村評価のための基準を設定していく試みが不可欠であると考えられる。

福祉部局における政策評価の受け止め方については、やや意外なことに抵抗感はあまり見られない。福祉行政特有の性格もあり、政策評価の指標化、特に数値目標設定の困難性についての問題意識と機械的な政策評価の適用に対する当然の反発はあるが、政策評価の意義そのものについては、むしろ、住民参画型の行政を進める必要のある福祉行政であればこそ政策評価は不可欠であるとの意識が強く見受けられ、住民に近い保健福祉従事者は、行政評価の先導役になりうるとの積極的な意見もみられた程である。その理由として、まず第1に自治体行政全般に関わる状況でもあるが、特に福祉行政において典型的に見られるように地方分権の急速な進展がある。平成12（2000）年の地方自治法等の改正による地方分権改革により、制度的、権限的な面で、特に市町村における団体自治的側面が進められた。このような中で、地方自治の本旨の実現を図るために、自治体が迫られたのが、住民自治すなわち住民参加を進める自治体内部の努力である。情報公開、選択、自立という今日及び将来の時代の流れの中で、行政という専門技術的な場面に、素人の住民が参加、協働していくための共通の議論、方法論が構築されていく必要がある。そして、第2に、この住民参加は、福祉行政においては、単に自治体の正統性を証明する理念的な側面に止まらず、具体的な地域における、行政と住民の新たな協働関係の確立に結びつくような方向性が模索されるに至っている。これからの未曾有の高齢社会の到来を肌を感じ、行政と住民の間にあった、要求し、与えるものという不毛な関係では到底これからの時代を乗り切れないと悟った行政担当者が、行政と住民の新たな協働関係、住民自らの参加と責任による地域づくりを模索し始めたときに、その推進手段として、政策評価の存在意義が評価されたのではないと思われる。なお、都道府県による市町村評価自体を、地方分権にふさわしくないとして消極的に解する意見も見られたが、一方で、外部評価や比較可能な評価を求める意見もあった。地方分権が進み、住民参加が推進される程、

市町村行政に対する外部評価、市町村間の比較が住民から求められることとなる。都道府県において、そのような判断材料を提供する取組みを行うことは、地方分権に反するものではなく、また、都道府県として資源の最適配分を考える役割から考えても、むしろ、都道府県行政の本来的な在り方であり、有効な方法であると考えられる。

政策指標設定に関する自治体の意見・要望としては、指標の設定には専門的かつ科学的な配慮が必要であり、全国的に統一されたベンチマークの設定が必要であること、そしてそれに向けた全国的な調査研究や国や都道府県の役割への期待がみられた。自治体内部で完結することなく、全国的に共通な指標設定を自治体に求めることには困難がある反面、そのような指標設定の必要性を感じているところからの意見であると思われる。

第3 福祉行政における比較可能な政策評価指標設定の必要性

政策評価には、ある市町村の行政水準を他自治体と比較可能な形で評価するもの（都市ランキング型政策評価）と事務事業や施策の評価を踏まえ、政策執行が適切に行われているかを評価するもの（点検型政策評価）がある（いずれも『わかりやすい自治体の政策評価』（学陽書房2000年）における今井 照氏の用語。）。現在、各自治体で取り組まれつつあるものは、独自の満足度調査の結果等も踏まえた点検型政策評価であり、市町村間の比較は困難である。都市ランキング型政策評価については、住民の選択による個性あるまちづくりの観点からは、ランキングの部分だけが独り歩きしていくことは適当ではないと考えられる。しかし、住民にわかりやすいことは確かで、住民の選択のための情報提供としての役割が期待され、適切な指標の設定により、自治体水準の向上及び全国的に期待される水準の確保という課題の達成に貢献することが見込まれる。しかし、自治体内部では完結せず、自治体を超えた指標設定の取組みと自治体のそれに対する協力が必要である。上述のように、自治体からはこのような指標設定が必要であり、それに向けた取組みが行なわれることに強い期待がある。

これまでの福祉行政に対する政策評価の状況把握の中で、これからあるべき福祉行政の基礎としての役割を期待されているものが政策評価であり、自治体職員の中でも、政策評価の今日的な意義について深い理解をしていることがうかがえた。現時点において技術としての政策評価は、未熟な域を脱していないが、決して一過性のものに終わらせることなく、より良いものへ改善を積み重ねていく必要がある。特に分権時代を迎える中で、国、都道府県、市町村の在り方が具体的に模索されていくこととなるが、この分野については、全国的、全県的な視点からの国、都道府県に対する期待が大きい。このようなことから、

本研究において福祉行政の全国的な指標設定の試みに取り組むこととしたものである。

第1 研究組織

本研究に当たっては、自治体実務への有効性に配慮し、また、各福祉分野を網羅すべく、以下のような研究組織を設置した。

主任研究者	野口 尚	日本社会事業大学助教授
研究者	後藤 隆	日本社会事業大学助教授
研究協力者	井上 誠一	北海道保健福祉部高齢者保健福祉課長
	黒田 秀郎	宮城県保健福祉部障害福祉課長
	城 克文	三重県健康福祉部健康づくりチーム マネージャー
	海野耕太郎	岡山市保健福祉局福祉部長
	稲川 武宣	広島市社会局社会企画課長
事務補助者	今永 麻衣子	日本社会事業大学3年在学

具体的には、野口が研究全般の総括、進行管理等を行い、後藤がそれに対する助言者となり、具体的な福祉分野ごとの指標設定の検討は、研究協力者が中心となって進めることとした（井上が高齢者福祉、黒田が障害福祉、海野が児童家庭、城が地域福祉、稲川が統計関係を担当。）。

第2 研究の過程

1 研究会の開催

第1回から第6回まで、研究会を開催し、情報の共有、知見・意見の交換、研究進行の調整に努めた。各研究協力者は、研究会を節目として、それぞれの検討分野の検討を進めた。また、後記するように、アンケート調査の実施や、独自の情報収集により、自治体の現況把握に努めた。

研究会の具体的な開催内容等は以下の通りである。

○ 第1回研究会

日時： 平成14年7月30日10:30～

場所： 日本社会事業大学霞が関分室

検討内容：1 研究の趣旨

- ・ 厚生労働科学研究費補助金申請と内示
- ・ 参考資料の紹介

- 2 研究の進め方
 - ・ 全体的な日程
 - ・ 分担
 - ・ アンケート調査等の在り方
 - ・ 対象
 - ・ 送付・回収方法
 - ・ 内容

○ 第2回研究会

日時： 平成14年10月23日 16:00～

場所： 日本社会事業大学 210研究室

- 検討内容： 1 アンケート調査の実施について
2 指標設定の共通条件について
3 各個別分野の検討状況について

○ 第3回研究会

日時： 平成14年11月30日 14:00～

場所： 日本社会事業大学 霞が関分室

- 検討内容： 1 アンケート調査の回答状況について
2 各個別分野の検討状況について
3 報告書の構成案について

○ 第4回研究会

日時： 平成15年1月31日 10:00～

場所： 日本社会事業大学 霞が関分室

- 検討内容： 1 報告書の構成案等について
2 各個別分野の検討状況について

○ 第5回研究会

日時： 平成15年2月22日 11:30～

場所： 日本社会事業大学 霞が関分室

- 検討内容： 1 報告書の分量・部数等について
2 各個別分野の検討状況について

○ 第6回研究会

日時： 平成15年3月15日 11:30～

場所： 日本社会事業大学 霞が関分室

検討内容： 1 報告書の取りまとめについて

2. アンケート調査の実施と独自情報の収集

福祉行政に対する自治体の政策評価の取組み状況を把握するため、アンケート調査を実施した。

① 調査対象

平成13年度に実施した「高齢者保健福祉等市町村の保健福祉行政の評価に関する研究」において、アンケート調査にご回答いただき、当方から取りまとめた報告書を送付した自治体を対象とした（38都道府県、9政令指定都市、25中核市、155一般市町村）。政策評価に関心が深く、回答が得られ易い自治体を選択したかったためである。なお、ここでいう一般市町村とは、政令指定都市、中核市を除く市町村で、広域連合等の広域自治体を含んでいる。

○ 具体的な自治体名一覧

- ・ 都道府県

北海道 青森県 岩手県 宮城県 秋田県 福島県 茨城県 栃木県
群馬県 千葉県 神奈川県 新潟県 富山県 石川県 山梨県 長野県
岐阜県 静岡県 愛知県 三重県 滋賀県 大阪府 兵庫県 奈良県
和歌山県 島根県 岡山県 広島県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県
福岡県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 沖縄県

・ 政令指定都市

仙台市 千葉市 川崎市 名古屋市 大阪市 神戸市 広島市
北九州市 福岡市

・ 中核市

旭川市 秋田市 郡山市 いわき市 宇都宮市 横須賀市 新潟市
金沢市 長野市 岐阜市 静岡市 浜松市 豊橋市 豊田市 堺市
和歌山市 岡山市 福山市 松山市 高知市 長崎市 熊本市 大分市
宮崎市 鹿児島市

・ 一般市町村

北海道 伊達市 鷹栖町 清里町 士幌町 本別町 足寄町
空知中部広域連合
青森県 鶴田町 百石町
岩手県 宮古市 遠野市 滝沢村 紫波町 山形村
宮城県 岩沼市 米山町 河南町
秋田県 横手市 小坂町 鷹栖町 合川町 雄勝町 東成瀬村
山形県 高畠町
福島県 塩川町 西会津町 棚倉町
茨城県 日立市 土浦市 美野里町 大洋村 総和町
栃木県 足利市 佐野市 今市市 小山市 大田原市 黒磯市 上三川町
高根沢町
群馬県 前橋市 桐生市
埼玉県 所沢市 東松山市 狭山市 戸田市 八潮市 蓮田市 吉川市
滑川町 嵐山町 川島町 吉見町 小鹿野町 東秩父村
千葉県 成田市 我孫子市 東庄町
東京都 世田谷区
神奈川県 厚木市
新潟県 上越市
富山県 高岡市 宇奈月町